

一般社団法人福島県理学療法士会 賞罰規程

本会の有する社会的責任に対し、会員の活動並びに行動における規範を倫理規定に定め、会員の活動並びに行動に対し著しい功績あるものを表彰し、または著しく相応しくないものに対して処分を行う基準をこれに定める。

表彰規定

- 1 以下の各項に掲げる本会の活動において著しい功績、あるいは個人の活動において本会の会員として荣誉ある活躍があった場合、理事会の推薦を経て表彰委員会において審議し表彰する
 - 1) 本会の各種活動において、その活躍および功績が著しいと認められるもの
 - 2) 学術活動において、その活躍および功績が著しいもの
 - 3) 本会以外の活動において、その活躍および功績が著しいもの
 - 4) その他、会員の活動、行動について表彰に値すると認められるもの
- 2 本会の活動において著しい貢献のあったものに対し、名誉会員規定に則り推薦する
- 3 表彰にあたって、理事会は表彰状及び副賞を授与し、本会ホームページおよび配布物により周知することができる。

懲罰規定

- 1 以下の各項に掲げる行為のあった会員に対し、理事会における倫理委員会の審議を経て会員に対し処分要綱に定める処分を行い、本会ならびに会員の綱紀肅正を図る。
 - (1) 理学療法士及び作業療法士法第7条一項に定める免許の取り消しをされたもの
 - (2) 本会の定款に違反する行為のあったもの
 - (3) 理学療法士及び作業療法士法第四条一、二及び四号に該当する行為のあったもの
 - (4) 本会倫理規定ならびに理学療法士の職業倫理指針に抵触する行為のあったもの
 - (5) 公序良俗に反する行為のあったもの

処分要綱

1 除名

定款第10条に基づき除名する。本会は対象者の氏名を公表した上で、対象者に係る一切の会員情報を本会の公式データから抹消する。復会は、これを認めない。

2 退会

理事会の権限において退会の処理を行う。対象者は復会することが可能であるが、退会処理後復会できるまでの期間は、理事会がその都度定める3年以上の期間とする。復会に際しては改めて入会審査を行う。

3 譴責

問題の所在を明らかにして対象者の責任を指摘し、同様の問題を繰り返さないよう厳しく戒め、理事会は始末書の提出を求めることができる。

4 戒告

同様の問題を繰り返さないよう厳しく注意する。